

令和 6 年度
交通死亡事故防止対策事業補助金
Q & A

福井県防災安全部県民安全課

目次

Q 1	いつから購入したものが対象となるのか。	1
Q 2	中古車を購入したものの、所有者名が変更されず使用者のみの変更となり、車検証の「登録年月日」が変更されていない場合どうするのか。	1
Q 3	対象となる安全運転サポート車の機能の一つである「先進ライト」は、自動切換型前照灯、自動防眩型前照灯、配光可変型前照灯の全ての機能を有する必要があるのか。	1
Q 4	登録未使用車（いわゆる新古車）は中古車となるのか。	1
Q 5	リースや残価設定型クレジットについて、契約者が65歳以上であれば補助対象となるのか。	1
Q 6	個人間売買で車両を購入した場合も補助対象となるのか。	1
Q 7	どのような装置が対象となるのか。	1
Q 8	いつから購入したものが対象となるのか。	2
Q 9	購入を令和6年2月（補助対象期間外）に行い、設置を令和6年3月（補助対象期間内）に行った場合は対象となるのか。	2
Q 10	個人間売買で装置を購入した場合も補助対象となるのか。	2
Q 11	国土交通省の性能認定を受けた後付け急発進抑制装置はどこで購入・設置できるのか。	2
Q 12	インターネットで購入した場合は対象となるのか。	3
Q 13	販売・設置業者以外の者（家族等）が設置した場合は対象となるのか。	3
Q 14	補助対象経費に工賃、消費税は含まれるのか。	3
Q 15	年齢はいつの時点で満65歳以上である必要があるのか。	4
Q 16	居住地はいつの時点で福井県内である必要があるのか。	4
Q 17	実際には県内に居住しているが、運転免許証の住所が県外となっていた場合、補助対象者となるのか。	4
Q 18	外国籍の方も申請は可能か。	4
Q 19	車検証の「使用者」が法人名義となっても、「用途」が「自家用」になっていれば、補助対象者となるのか。	4
Q 20	65歳未満の子が、65歳以上の親に車を贈る際、所有者名義を子にして使用者を親にすれば、補助対象者となるのか。	4
Q 21	運転免許を保有しない65歳以上の夫の名義で購入し、実際に運転するのが65歳未満の妻であり、夫が申請する場合、補助対象者となるのか。	4

Q 2 2	運転免許を保有しない65歳以上の夫の名義で購入し、実際に運転するのが65歳以上の妻であり、夫が申請する場合、補助対象者となるのか。	5
Q 2 3	身体障がい者等に対する自動車税等の減免の適用の関係で、有効な運転免許証をもっていない者を車検証上の使用者名義として登録（届出）する場合、実際に運転を行うのは満65歳以上の者だが、補助対象者となるのか。	5
Q 2 4	申請受付期間は、いつからいつまでか。	5
Q 2 5	提出期限の締切は、県民安全課への書類の到着日、郵便の消印日のいずれにより判断するのか。	5
Q 2 6	申請書を提出してから補助金が交付されるまでに要する期間はどれくらいか。	5
Q 2 7	総予算額はいくらか。	6
Q 2 8	予算がなくなった場合、終了となるのか。	6
Q 2 9	1人につき何台まで対象となるのか。	6
Q 3 0	市町から同一補助対象経費に対する補助金の交付を受ける予定があるが、本補助金の交付は受けられるのか。	6
更 問	車線逸脱警告機能および追突防止機能付きドライブレコーダーの補助対象経費が1.9万円、後付け急発進抑制装置の補助対象経費が2.1万円だが、補助金の交付は受けられるのか	6
Q 3 1	補助金の交付を受けてすぐに売却することは認められるのか。	7
Q 3 2	限定運転宣言書の宣言項目は、どれか1つでもよいのか。	7
Q 3 3	限定運転宣言書の宣言項目に背いた場合、どのような扱いになるのか。	7
Q 3 4	添付書類は、全て備えた上で申請する必要があるのか。	7
Q 3 5	県税の種類についてはどのようなものがあるのか。	7

【補助対象車両・補助対象装置について】

《安全運転サポート車》

Q 1 いつから購入したものが対象となるのか。

A 1 令和6年3月1日から令和7年2月28日までに、中古車の移転登録もしくは移転届出または中古車の新規登録もしくは新規検査届出がなされた安全運転サポート車が対象となる。

Q 2 中古車を購入したものの、所有者名が変更されず使用者のみの変更となり、車検証の「登録年月日」が変更されていない場合どうするのか。

A 2 車検証の上部欄外の「発行日」の日付を安全運転サポート車販売証明書の「登録年月日／交付年月日」欄に記入する。

Q 3 対象となる安全運転サポート車の機能の一つである「先進ライト」は、自動切換型前照灯、自動防眩型前照灯、配光可変型前照灯の全ての機能を有する必要があるのか。

A 3 いずれか一つの機能を有していればよい。

Q 4 登録未使用車（いわゆる新古車）は中古車となるのか。

A 4 中古車としての扱いになる。

Q 5 リースや残価設定型クレジットについて、契約者が65歳以上であれば補助対象となるのか。

A 5 対象となる。

Q 6 個人間売買で車両を購入した場合も補助対象となるのか。

A 6 対象とはならない。

《安全運転装置》

Q 7 どのような装置が対象となるのか。

A 7 県内の販売・設置業者（申請者自らが経営するものを除く。）において次の①または②（両方も可）の装置を購入・設置した場合に対象となる。

① 後付け急発進抑制装置

既販車に対して後付けで設置する国土交通省の性能認定を受けたペダル踏み間違い急発進抑制装置（※）で、その製造販売元業者等が販売および設置を認めている取扱事業者等（Q 1 1 参照）で購入および設置したもの。

② 車線逸脱警告機能および追突防止機能付きドライブレコーダー

※ 国土交通省の性能認定を受けた装置の一覧は国土交通省のホームページをご覧ください。

☛ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000042.html

※ 後付け急発進抑制装置を取り付けることができる車種は限られているため、事前にご確認ください（Q 1 1 参照）。

Q 8 いつから購入したものが対象となるのか。

A 8 令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 2 8 日までに自らの自動車（安全運転サポート車を除く）に購入・設置したものが対象となる。

Q 9 購入を令和 6 年 2 月（補助対象期間外）に行い、設置を令和 6 年 3 月（補助対象期間内）に行った場合は対象となるのか。

A 9 購入・設置ともに補助対象期間内である必要があるため、対象とはならない。

Q 1 0 個人間売買で装置を購入した場合も補助対象となるのか。

A 1 0 対象とはならない。

Q 1 1 国土交通省の性能認定を受けた後付け急発進抑制装置はどこで購入・設置できるのか。

A 1 1 国土交通省の性能認定を受けた製品の製造販売元業者等が販売および設置を認めている取扱事業者等で購入・設置できる。具体的な事業者については、各取扱事業者のホームページで確認できる。

《参考》 国土交通省の性能認定を受けた後付け急発進抑制装置

	商品名	製造販売元	県内の取扱事業者（URL に記載の事業者）
①	踏み間違い加速抑制システム (08Z35-PM0)	ホンダアクセス	・ホンダ正規ディーラー
②	踏み間違い加速抑制システム 2	トヨタ自動車	・トヨタディーラー
③	ペダル踏み間違い時加速抑制アシスト (MZ6078)	三菱自動車工業	・三菱正規ディーラー
④	後付け踏み間違い加速抑制アシスト	日産自動車	・日産正規ディーラー
⑤	踏み間違い加速抑制システム	トヨタ自動車	・トヨタ自動車正規ディーラー
⑥	ふみまちがい時加速抑制シス	スズキ	・スズキ正規ディーラー

【申請者の情報について】

Q 1 5 年齢はいつの時点で満 6 5 歳以上である必要があるのか。

A 1 5 令和 6 年度内に満 6 5 歳となる必要がある。令和 6 年度内に満 6 5 歳となる場合は、登録（届出）および設置時点で満 6 5 歳となっていなくても補助対象者となる。

Q 1 6 居住地はいつの時点で福井県内である必要があるのか。

A 1 6 中古車の登録（届出）または安全運転装置の設置の日に福井県内に居住していれば、補助対象者となる。（車検証の使用者住所が福井県内である必要がある。）仮に購入日に県外に居住していても登録（届出）・設置の日に県内に居住していれば、補助対象者となる。

Q 1 7 実際には県内に居住しているが、運転免許証の住所が県外となっていた場合、補助対象者となるのか。

A 1 7 運転免許証により現住所を確認するため、運転免許証の住所が県外である場合、県内居住者とはみなさず、補助対象者とししない。この場合、補助を受けるには、運転免許証の住所変更を行う必要がある。

Q 1 8 外国籍の方も申請は可能か。

A 1 8 県内で住民登録をしており有効な運転免許証を保有している外国籍の方であれば申請は可能である。ただし、国際運転免許証は無効である。

Q 1 9 車検証の「使用者」が法人名義となっても、「用途」が「自家用」になっていれば、補助対象者となるのか。

A 1 9 「使用者」が個人でない場合は、補助対象者とはならない。

Q 2 0 6 5 歳未満の子が、6 5 歳以上の親に車を贈る際、所有者名義を子にして使用者を親にすれば、補助対象者となるのか。

A 2 0 補助対象となる。ただし、申請者、車検証上の使用者が満 6 5 歳以上である必要がある。

Q 2 1 運転免許を保有しない 6 5 歳以上の夫の名義で購入し、実際に運転するのが 6 5 歳未満の妻であり、夫が申請する場合、補助対象者となるのか。

A 2 1 申請に当たっては、運転免許証を保有していることが必要であるため、補助対象者とはならない。

Q 2 2 運転免許を保有しない65歳以上の夫の名義で購入し、実際に運転するのが65歳以上の妻であり、夫が申請する場合、補助対象者となるのか。

A 2 2 原則、車検証の使用者名義を、実際に運転する妻に変更し、その変更後、名義人の妻が申請する場合は対象となる。ただし、運転免許証を保有しない者が、身体障害者手帳等を所持している場合、自動車税の減免を受けていることがわかる書類等の写しを提出した場合はその限りではない。(Q 2 3 参照)

Q 2 3 身体障がい者等に対する自動車税等の減免の適用の関係で、有効な運転免許証をもっていない者を車検証上の使用者名義として登録(届出)する場合、実際に運転を行うのは満65歳以上の者だが、補助対象者となるのか。

A 2 3 以下の4つの要件について、それぞれ確認出来る公的な書面(障がい者手帳の写し、住民票謄本など)を添付いただくことで、補助金を申請できる。

1. 車検証上の使用者が減免を受ける方(減免対象者)であること。
2. 申請車両が減免の対象となる車両であること。
3. 実際に運転を行う者が使用者と生計同一であり、代理運転者であること。
4. 代理運転者が令和6年度中に満65歳以上となる者であること。

【申請期間等について】

Q 2 4 申請受付期間は、いつからいつまでか。

A 2 4 申請受付期間は、令和6年5月1日から令和7年3月6日までとする。
ただし、受付期間中に補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することがある。

Q 2 5 提出期限の締切は、県民安全課への書類の到着日、郵便の消印日のいずれにより判断するのか。

A 2 5 書類の到着日により判断する。

Q 2 6 申請書を提出してから補助金が交付されるまでに要する期間はどれくらいか。

A 2 6 申請書を提出後、「令和6年度交通死亡事故防止対策事業補助金交付決定兼額の確定通知書」を申請者に送付するまでに要する期間は、概ね1~2か月程度。その後、補助金が指定口座に振り込まれるまでに要する期間が概ね1か月程度。よって、申請書を提出してから補助金が交付されるまでに要する期間は、概ね

2か月～3か月程度となる。ただし、申請状況によって、補助金の交付までに要する期間は前後することもある。

【その他】

Q 2 7 総予算額はいくらか。

A 2 7 総予算額は500万円である。

Q 2 8 予算がなくなった場合、終了となるのか。

A 2 8 受付期間中に補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することがある。

Q 2 9 1人につき何台まで申請できるのか。

A 2 9 1人につき1台が対象となる。

なお、令和3年度から申請日までの間に当補助金に申請したことがある人は補助対象者とはならない。

Q 3 0 市町から同一補助対象経費に対する補助金の交付を受ける予定があるが、本補助金の交付は受けられるのか。

A 3 0 総事業費から市町の補助金額を除いた金額が、補助対象経費の下限額（※）を下回らない場合は、対象となる。

※下限額

安全運転サポート車	2万円
安全運転装置	・車線逸脱警告機能および追突防止機能付きドライブレコーダー 2万円 ・後付け急発進抑制装置 2万円

更 問 車線逸脱警告機能および追突防止機能付きドライブレコーダーの補助対象経費が1.9万円、後付け急発進抑制装置の補助対象経費が2.1万円だが、補助金の交付は受けられるのか。

回 答 車線逸脱警告機能および追突防止機能付きドライブレコーダーの補助対象経費は下限額（2万円）を下回っているため、対象とはならない。後付け急発進抑制装置は下限額（2万円）を上回っているため対象となる。

Q 3 1 補助金の交付を受けてすぐに売却することは認められるのか。

A 3 1 認められない。

購入した車両・装置については1年間使用することが義務付けられており、一定の場合を除き、補助金の交付を受けたにも関わらず1年未満で車両・装置を手放した場合（使用者の名義変更も含む）は、補助金の返納を求められることがある。

※ 福井県補助金等交付規則第20条および交通死亡事故防止対策事業補助金交付要領第10条参照

Q 3 2 限定運転宣言書の宣言項目は、どれか1つでもよいのか。

A 3 2 宣言項目は1つでもよい。

Q 3 3 限定運転宣言書の宣言項目に背いた場合、どのような扱いになるのか。

A 3 3 限定運転宣言は、宣言者の自主的な取り組みであり、宣言項目に背いたとして補助金の返還を求めるとはしない。

Q 3 4 添付書類は、全て備えた上で申請する必要があるのか。

A 3 4 申請時に添付書類は全て必要である。

例えば、対象車両の登録（届出）後に「安全運転サポート車販売証明書」を事業者が作成することとなるが、「安全運転サポート車販売証明書」および「自動車検査証の写し」以外の申請に必要な書類を申請者が県に提出し、「安全運転サポート車販売証明書」および「自動車検査証の写し」のみ、後日事業者から県に提出することは認められない。よって、事業者は車検証が交付された後、「安全運転サポート車販売証明書」を作成し、納車等の機会を通じて申請者に同証明書と車検証の写しを渡していただく必要がある。

Q 3 5 県税の種類についてはどのようなものがあるのか。

A 3 5 県税の種類については、以下のようなものがある。

種類	内容
個人の県民税	1月1日現在県内に住所、事務所（事業所）、家屋敷を持っている人が対象で、個人県民税と個人市町村民税は、併せて『個人住民税』と呼ぶ。個人住民税の申告や納税などの事務は市町が行っている。
不動産取得税	土地や家屋など不動産の取得に対して課される税。
自動車税（種別割）	排気量等に応じて、自動車を所有している人に課税される税。
自動車税（環境性能割）	燃費性能等に応じて、自動車を取得したときに課税される税。
個人事業税	県内で商業や製造業など、個人で事業を営んでいる者に課税される税。

※ 詳細は、<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/type/type-top.html>を
参照のこと。